

長野県地域見守り活動に関する協定

長野県民生児童委員協議会（以下「甲」という。）と長野県（以下「乙」という。）は、地域見守り活動に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、乙が別に定める「長野県地域見守り活動（しあわせ信州見守り活動）に関する実施要領」に基づく地域見守り活動（以下「地域見守り活動」という。）の推進を図ることを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、市町村民生児童委員協議会及び民生委員・児童委員に対して、この協定の趣旨を周知するとともに、地域見守り活動が円滑に行われるために必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、地域見守り活動に係る市町村窓口や民間事業者等の情報を甲に提供するとともに、甲の取組みの円滑な実施のために必要な支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

（相互連携）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報交換を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協定の見直し)

第7条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月4日

甲 長野県長野市若里7丁目1番7号
長野県民生児童委員協議会
会 長

乙 長野県長野市大字南長野幅下692番地2
長野県知事